

# TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

## TAINS最新情報

～外部からうかがい得る特段の行動～



朝倉 洋子〔目黒〕

### はじめに

国税通則法第68条1項に定める重加算税の賦課に当たっては、「隠ぺい」「仮装」が外部からうかがい得る特段の行動を伴っていたか否かという点が重要になります。今回の解体新書は、この要件について外部からうかがい得る特段の行動に該当するとは、認められなかった事例を紹介します。

- ① 平16-02-26東京地裁判決 Z254-9574 (全部取消し)

原告会社が、外国子会社に対する出資を行った時点において、外国祖父会社の子会社を買収した上、その会社に貸付や出資を行い、その会社に外国兄弟会社の子会社を買収させることにより外国兄弟会社の損失を補填しようとの意図を持っていたことが認められる。しかし、原告会社としては、その時点においては、外国兄弟会社子会社によるM社関連の事業を継続した上、原告会社及び外国子会社においてできるだけ損失の回復を図るとともに、M社との間において交渉を行い、事業を立て直しその継続を図るか、それが困難になった場合においても、早くとも2、3年後を念頭にいた適切な時期に有利な形で本件各子会社8社及び外国子会社の処理を図る意図であったと認められる。すなわち、その時点で、さらに、損害が発生すればそれを負担せざるを得ない可能性があるとは認識していたものの、後に外国子会社に生じた1億1200万クローネの損失のような多額の損失が発生することを想定し、それをも原告会社において負担するものと考えて計画的に行動していたと認めるのは困難であるとされた事例

- ② 平20-10-24東京地裁 Z258-11509 (全部取消し)

被相続人と訴外A(納税者Xが代表取締役をつとめる同族会社である訴外B社の総務部長)との間で本件株式をAに売り渡す旨の本件売買契約が締結された事実が認められるところ、本件株式は、本件売買契約締結当時、既に

本件海外信託会社へ信託されていたのであるから、本件売買契約が締結された時点で被相続人からAに移転したのは、本件信託受益権のみということになるが、Aは、本件売買契約の売買代金を被相続人に支払っており、また、信託契約は、相続より前に解約されたのであるから、株式の所有権は、売買契約の効果として、相続より前に、信託契約が解約された時点で完全にAに移転したというべきであるとされた事例

- ③ 平28-03-30公表裁決 J102-1-02 (全部取消し・一部取消し)

本件子らには、事前通知後、原処分庁の調査に積極的には協力しない旨の漠然とした合意が形成されていたことが認められ、調査の際、被相続人が証券会社との取引があった事実を秘匿するため、虚偽の答弁や香典メモの破棄行為という明らかな証拠隠滅行為に及んだことなど、相続財産を隠ぺいし、相続税を無申告で済ませようとする意図をうかがわせる一定の事情が認められるが、これらの事情は、いずれも、法定申告期限から約1年8月が経過した後の調査時点における言動等であって、事前準備を要するような計画的なものではなく、とっさにとった行動とも評価し得るものであり、その後直ちに証券会社との取引の事実を認め、遅滞なく期限後申告に応じていることから、相続財産を隠ぺいする態度、行動をできる限り貫こうとしたとまではいえない。無申告加算税に代えてなされた重加算税の賦課決定処分につき、事実を隠ぺいし、その隠ぺいされたところに基づき法定申告期限までに申告書を提出しなかったものとは認められないとして、同処分を全部又は一部を取り消した事例

- ④ 平23-03-23非公開裁決 F0-3-270 (全部取消し)

相続人である配偶者が、当初から相続財産を過少に申告することを意図し、その意図を外部からうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基

づく過少申告をしたとは認められず、相続税法第19条の2第5項に規定する隠ぺい仮装行為はなかつたとした事例

- ⑤ 3-25東京高裁判決Z888-1926 (控訴人国)(控訴人の請求棄却)(控訴人上告受理申立て)

IBM事件/行為計算否認/自己株式の取得と連結納税における経済的合理性

- ⑥ 平27-11-30公表裁決 J101-3-07 (全部取消し)

建物附属設備の除却損について、当該建物附属設備に係る建物が売却された日の属する事業年度の損金の額に算入されたとした事例

- ⑦ 平28-02-08公表裁決 J102-4-14 (全部取消し)

財産の評価/宅地及び宅地の上に存する権利/各影響要因に基づく加減/請求人らが相続により取得した土地は、財産評価基本通達24-4に定める広大地に当たるとして処分の全部を取り消した事例

- ⑧ 平27-09-01公表裁決 J100-4-08 (全部取消し)

贈与事実の認定/その他の財産/請求人の名義で登録された車両は、請求人の父がその資金の全額を拠出しており、贈与に当たるとして行われた贈与税の決定処分について、請求人に対する贈与の事実はないとして、贈与税の決定処分の全部を取り消した事例

- ⑨ 平27-05-08公表裁決 J99-4-12 (全部取消し)

相続税の課税財産の認定/書画、骨とう、貴金属等/本件金地金について、相続開始日に本件被相続人の相続財産として存在したと認めるには十分とはいえないことなどから、請求人が取得した相続財産であるとは認められないとした事例

- ⑩ 平27-04-01非公開裁決 F0-3-425 (全部取消し)

無申告加算税/法定申告期限内に提

出された押印漏れの相続税申告書/審査請求人(被相続人の長女)が、法定申告期限内に共同提出した相続税申告書は、押印はされていないものの同人の申告の意思に基づき提出されたもので納税申告書の効力が認められることから、期限内申告書に該当するとして、無申告加算税の賦課決定処分が取り消された事例

- ⑪ 平27-04-01非公開裁決 F0-3-429 (全部取消し)

無申告加算税/法定申告期限内に提出された押印漏れの相続税申告書/審査請求人(被相続人の長男)が、法定申告期限内に共同提出した相続税申告書は、押印はされていないものの同人の申告の意思に基づき提出されたもので納税申告書の効力が認められることから、期限内申告書に該当するとして、無申告加算税の賦課決定処分が取り消された事例

- ⑫ 平27-04-01公表裁決 J99-1-01 (全部取消し)

期限内申告/納税申告書の作成経緯や原処分庁への納税申告書の提出状況及び納税の状況等を総合考慮すべきであって、納税申告書としての他の要件を具備している限り、押印がないことのみをもって納税申告書としての効力が無いものとはいえず、押印が漏れている相続税の申告書について、納税申告書としての効力が認められるとした事例

- ⑬ 平27-01-08非公開裁決 F0-5-148 (全部取消し)

消費税法上の「事業」か給与か/貨物船内における荷役作業/請求人らは事業者Aに雇用された給与所得者であり、Aに対する役務の提供は、消費税法上の「事業」に該当しないとされた事例

収録内容に関するお問い合わせは  
データベース編集室へ  
TEL 03(5496)1416

提案型会計事務所へ。  
MJS!  
ミロク情報サービスが  
バックアップ。

MJS



MJSイメージキャラクター  
菊川 希

経営提案できる会計事務所へ。  
MJSは強カプロフェッショナルツール  
ACELINK NX-Proと  
顧問先業務システムとの連携で全面支援。

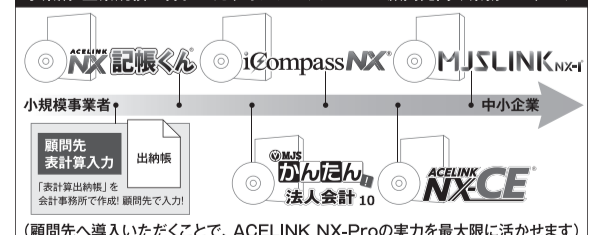
顧問先の自計化を効果的に推進するとともに、PDCAサイクルに沿った経営マネジメントが可能に。

顧問先視点からの、真に実効性ある経営戦略提案を実現します。

会計事務所向けERPシステム

ACELINK  
NX-Pro

事業所・企業規模に合わせたラインアップ、MJSの顧問先向け業務パッケージ



●ACELINK NX-Pro、ACELINK NX記帳くん、iCompass NX、MJSLINK NX-I、MJSかんたん! 法人会計、ACELINK NX-CEは株式会社ミロク情報サービスの商標又は登録商標です。

財務と経営システムのリーディング・カンパニー 東証第一部上場 (証券コード:9928) MJS

株式会社ミロク情報サービス